

住民登録
10月1日現在

前月比
人口 72,811(+39)
〔男 34,763〕
〔女 38,048〕
世帯数 20,901(+10)

広報 おおだて

11月号 (No. 268)

編集と発行 — 大館市役所

(電話) 42-1212

発行年月日 — 昭和54年11月1日

発行日 — 毎月1日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布しています。届かなかったり、配布が遅いときは、総務課秘書庁報係へご連絡ください。

昭和43年3月1日第3種郵便物認可(1部5円)

これくらいと思う油断を火が狙う!

……11月26日～12月2日 秋の全国火災予防運動……

11月から3月にかけての冬場は、石油ストーブなどの暖房器具を使うことから、一年のうちで最も火事の多い季節です。

火災の原因をみると、暖房器具の中で一番多いのは、なんといっても石油ストーブです。

3年の統計では、全国でストーブによる火災が2,766件、このうち75%にあたる2,076件が石油ストーブによるものです。

今年も11月26日から12月2日まで、秋の全国火災予防運動が繰り広げられます。

石油ストーブの安全な取り扱い方と火を消すための「3つの基本」について考えてみました。

「仲たがい」で火は消える — 火の三要素 —

火が出る — ものが燃えるためには、「燃えるもの」と「空気(酸素)」と「熱」が必要です。これは、いわば「火の三要素」といえます。このうち、どれかひとつでも欠けると、物は燃えません。

つまり火を消すということは、この「燃える三要素」のどれかひとつを取り除く、あるいはしゃ断してやればよいということです。

わたしたちは、ふだん家庭の台所などで、毎日火をつけたり消したりしています。このような「点火」と「消火」のしくみは、別の言い方をすれば、燃える三要素を組み合わせたり、「仲たがいさせたりしていることになるのです。消火のコツもここにあります。

消火の方法は、この燃える三要素に見合った3つの形が考えられます。つまり三要素のどれかひとつを初期の段階で、「仲たがい」させるのです。



燃えるものを取り除く —— 除去消火 ——



例としては、ガス火災のときなど元せんを閉めて「火元」を断つたり、山火事のとき、周囲の木を切って延焼を防ぐ場合などがあります。

空気(酸素)を断つ —— 窒息消火 ——

天ぷらをあげていて電話がかかり、うっかり長話になって戻ってみると、ナベ



に火が入っている
一
こんなとき
とつさに、
ナベにフタ
をすると酸
素が断たれ
火は消えま
す。

また、倒
れた石油ストーブが燃えだしたときは、
シーツなどを水にぬらしてかぶせると消
すことができます。

このような消火方法が窒息消火です。

熱を下げる —— 冷却消火 ——

火事と聞いたら、まず「水!」と反射的にピンとくるほど、水は冷却消火のチャンピオンです。

また、天ぷらナベに火が入ったときなど、手近にある野菜を入れるのも冷却消火のひとつ的方法です。

中小企業事業主の方々へ

労働保険への加入は おすすめですか

事業主の皆さん、労働保険(労働保険及び雇用保険)の加入はおすすめですか。

労働保険は1人でも労働者を雇っている場合は、業種のいかんを問わず当然(強制)加入しなければなりません。秋田労働基準局と秋田県では11月を「労働保険適用推進月間」として未加入事業所の適用推進に努めることにしています。

わたしたちは、勤労生活をつづけている間に、どこで、いつ、仕事で負傷し、病気に見舞われ、かけがえのない一命を落さないともかぎりません。毎年、実際に百何十万という人が仕事のうえで負傷し、病気にかかることがあります。その中には4,000人の死者も含まれています。

労働者が安心して働くため労働保険の加入は、事業主としての当然の義務と言えましょう。

大館労働基準監督署又は大館公共職業安定所で、ご相談のうえ加入手続をしてください。

出かせぎされる皆さんへ!

◆ 健康診断を(無料)

受けてから出かけましょう



市では、これから出かせぎされる皆さんを対象に就労中の疾病の防止と安全就労を図るため、市立総合病院において、日曜、祭日を除いた日の午前9時から11時まで健康診断(聴打診、レントゲン検査、血圧測定

尿検査、血液検査)を無料で行っていますので、ぜひ受診されるようおすすめします。

受診希望の方は、市役所市民相談室へ申し込み、受診カードをもらってから市立病院で受診してください。直接病院へ行っても受診できません。

※ 出かせぎについてのご相談は、市役所市民相談室へどうぞ! 電話42-1212 内線264

◆ 互助会へ加入しましょう

出かせぎされる方は互助会に加入してから出かけるようにしましょう。加入は市役所市民相談室へ申し込みしてください。会費は年額600円です。また、加入しますと次のようない利点があります。

・死亡した場合	50万円
・不具廕疾による労働不能の場合	20万円
・傷病のため加療休業した場合	
1ヶ月以上3ヶ月未満	5万円
3ヶ月以上6ヶ月未満	6万円
6ヶ月以上	8万円
・火災の場合	
就労先の宿舎	3万円
留守宅	8万円
ただし、就労前に健康診断を受けなかった方の死亡疾病についての見舞金は1割差引かれます。	
以上の見舞金給付のほかに、市の広報を送るなどの郷土通信も行われます。	